

(案)

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年10月31日付け20171031資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20171031 資 第 1 号  
平成29年10月31日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 託送供給等特例認可申請書

平成 29 年 10 月 31 日

関西電力株式会社

## 託送供給等特例認可申請書

関流発 第59号

平成29年10月31日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成 29 年 10 月 21 日からの台風 21 号の影響により、当社供給区域内の京都府の一部に災害救助法が適用される等、多大な被害が発生しております。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（当社供給区域内に限ります。）において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用いたします。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 29 年 9 月（支払期日が 10 月 23 日以降となるものに限ります。）、10 月、11 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 40 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月延長いたします。
- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、平成 29 年 11 月分から平成 30 年 4 月分に限り、免除いたします。
- 3 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、

- その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款68（一般供給設備の工事費負担金）、69（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、70（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）および71（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除いたします。
- 4 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、平成30年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除いたします。
- 5 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款74（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除いたします。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが平成30年4月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）(5) および63（通信設備等の施設）(6)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事

に要した費用を免除いたします。

- 7 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送供給等約款によるものといたします。



## 別 添

### 託送供給等約款により難い理由

平成 29 年 10 月 21 日からの台風 21 号の影響により、当社供給区域内の京都府の一部に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により託送供給等約款以外の供給条件を設定する必要があり、特例認可申請を行なうものであります。

#### 記

災害救助法が適用された市（平成 29 年 10 月 31 日現在）

○京都府の 1 市

（舞鶴市）

隣接する市、町

○京都府の 3 市

（宮津市，福知山市，綾部市）

○福井県の 1 町

（高浜町）

以 上